

中小企業の皆様の情報発信基地として

インフォメーション

No. 461

2025年 11 月 NOVEMBER



今月のお知らせ

年末調整の準備をはじめましょう
税務署からの資料は大切に保管しておきましょう

- ✎ 令和7年分の年末調整
- ✎ はしやすめ ・文化の日と勤労感謝の日
- ✎ 税務まめ辞典 ・消費税の課税区分

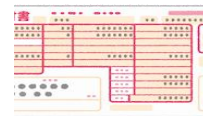


株式会社 嶋会計センター

税理士 嶋 賢治
税理士 吉岡恵一郎

〒851-0301 長崎市深堀町1丁目11番19
TEL 095-871-6017 FAX 095-871-6068
メールアドレス shima@shima-kaikei.co.jp
ホームページアドレス
<http://www.shima-kaikei.co.jp>

令和7年分の年末調整



1 1月に入り税務署から年末調整の書類が各事業所へ送付されています。扶養控除申告書等の用紙については例年どおり一律3枚しか入っていません。用紙が必要な場合はコピーするか国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) からダウンロードして下さい。当事務所でも用意しておりますので、必要な方はお申し出下さい。

昨年からの変更点

今年は基礎控除の控除額引き上げ、給与所得控除の最低保障額の引き上げ、特定親族特別控除の創設に伴い扶養親族等の所得要件や年末調整の用紙が変更されています。

基礎控除の見直し

合計所得金額 【下段は給与だけの場合の収入金額】	基礎控除額		
	改正後		改正前
	令和 7・8 年分	令和 9 年分以降	
1 3 2 万円以下 【 200 万 3,999 円以下】	9 5 万円		4 8 万円
1 3 2 万円超 3 3 6 万円以下 【 200 万 3,999 円超 475 万 1,999 円以下】	8 8 万円	5 8 万円	
3 3 6 万円超 4 8 9 万円以下 【 475 万 1,999 円超 665 万 5,556 円以下】	6 8 万円		
4 8 9 万円超 6 5 5 万円以下 【 665 万 5,556 円超 850 万円以下】	6 3 万円		
6 5 5 万円超 2, 3 5 0 万円以下 【 850 万円超 2,545 万円以下】	5 8 万円		
2, 3 5 0 万円超 2, 4 0 0 万円以下 【 2,545 万円超 2,595 万円以下】	4 8 万円		
2, 4 0 0 万円超 2, 4 5 0 万円以下 【 2,595 万円超 2,645 万円以下】	3 2 万円		
2, 4 5 0 万円超 2, 5 0 0 万円以下 【 2,645 万円超 2,695 万円以下】	1 6 万円		
2, 5 0 0 万円超 【 2,695 万円超】	0 円		

※合計所得金額2, 3 5 0万円超の場合の基礎控除の改正なし

※住民税の基礎控除4 3万円は変更されていませんので所得税は0円でも住民税は発生する場合があります。

給与所得控除の見直し

給与収入の金額	給与所得控除	
	改正後	改正前
1 6 2万5,000円以下	6 5万円	5 5万円
1 6 2万5,000円超 1 8 0万円以下		その収入金額×40%－10万円
1 8 0万円超 1 9 0万円以下		その収入金額×30%＋8万円

※給与収入金額1 9 0万円超の場合の給与所得控除の改正なし

特定親族特別控除の創設

	19歳以上23歳未満の親族の合計所得金額 【下段は給与だけの場合の収入金額】		控除額
	改正前	改正後	
特定扶養控除	48万円以下 【103万円以下】	58万円以下 【123万円以下】	63万円
特定親族特別控除		58万円超 85万円以下 【123万円超 150万円以下】	63万円
		85万円超 90万円以下 【150万円超 155万円以下】	61万円
		90万円超 95万円以下 【155万円超 160万円以下】	51万円
		95万円超 100万円以下 【160万円超 165万円以下】	41万円
		100万円超 105万円以下 【165万円超 170万円以下】	31万円
		105万円超 110万円以下 【170万円超 175万円以下】	21万円
		110万円超 115万円以下 【175万円超 180万円以下】	11万円
		115万円超 120万円以下 【180万円超 185万円以下】	6万円
		120万円超 123万円以下 【185万円超 188万円以下】	3万円

※年収が123万円超188万円以下で特定親族特別控除の適用を受ける場合は「給与所得者の特定親族特別控除申告書」を提出する必要があります

※19歳以上23歳未満の親族であっても配偶者、青色事業専従者、白色事業専従者を除きます

扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除や給与所得控除の改正に伴い次のとおり所得要件が改正されています

扶養親族等の区分	合計所得金額 【給与だけの場合の収入金額】	
	改正後	改正前
・扶養親族の対象となる方 ・同一生計配偶者（配偶者控除の対象となる方）	58万円以下 【123万円以下】	48万円以下 【103万円以下】
配偶者特別控除の対象となる方	58万円超133万円以下 【123万円超201万5,999円以下】	48万円超133万円以下 【103万円超201万5,999円以下】
勤労学生控除の対象となる方	85万円以下 【150万円以下】	75万円以下 【130万円以下】

※配偶者特別控除の対象となる方の収入の上限に変更はありません

今年は所得要件が大幅に見直されていますので基礎控除申告書 兼 配偶者特別控除申告書 兼 特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書（基・配・特・所）の用紙が変更されています。対象となる方の「正確な収入金額」を把握するように心がけてください。

はしやすめ

文化の日と勤労感謝の日



11月の祝日は3日の文化の日と23日の勤労感謝の日の2回あります。文化の日は1946年に日本国憲法が公布された日を記念して制定されました。「公布」とは成立した法律や政令を国民に広く知らせることです。また、公布から一定期間置いて、実際に効力を適用する日を「施行」といいます。

11月3日が文化の日となる前は明治天皇の誕生日で「明治節」という祭日でしたが、戦後、GHQ（連合国軍総司令部）により皇室に関する祭日がすべて廃止されました。

当時、公布日の11月3日を「憲法記念日」とする案もありましたが、明治天皇の誕生日との結び付きを避けたGHQからの猛反対を受け、「文化の日」となりました。

文化の日は「自由と平和を愛し、文化をすすめる」という趣旨がありますが、これは日本国憲法が世界で初めて戦争放棄を憲法で明記したことが由来となっています。

一方、勤労感謝の日は「勤労を尊び、生産を祝い、国民が互いに感謝しあう」ことを趣旨として1948年に制定されました。

勤労感謝の日も同様に、戦前は「新嘗祭（にいなめさい）」という祭日でした。新嘗祭とは天皇が天照大神（アマテラスオオミカミ）をはじめとした神々に新穀を供え、自らも新穀を食し、その年の収穫の感謝と翌年の五穀豊穡を祈願するという最も重要な皇室祭祀（こうしつさいし）として日本書紀にも登場するほど古くから行われてきました。

もともと新嘗祭は旧暦11月の2番目の卯（う）の日に行われると定められていました。これは旧暦の「冬至」にあたり、一年で最も日照時間が短くなる日です。つまり太陽神である天照大神の力が弱まる時に新穀を供え、神の復活を祈るという意味が込められています。

戦後は勤労感謝の日と名称は変わりましたが、現在でも新嘗祭は毎年11月23日に執り行われています。昔は新嘗祭よりも前に新米を食べてはいけないとされていましたが、今は新米が高すぎて食べられないという皮肉な状況になっています。

23日はいよいよ今年最後の祝日となります。新米を食べて力を付け、今年を乗り切りましょう！

税務まめ辞典

消費税の課税区分

令和5年10月より導入されたインボイス制度から2年が経過しました。これまで消費税の課税区分が必要なかった方も、本則課税を適用している事業所では消費税の計算をする上で、取引の内容によって課税・非課税・不課税・免税を正確に区分する必要があります。

課税取引 左記の4つの条件をすべて満たす場合は消費税が課税されます

①国内取引、②事業として行う取引、③対価を得る取引、④資産の譲渡・貸付・役務の提供

【取引事例】 商品の販売、サービスの提供、資産の賃貸

非課税取引 本来であれば課税対象だが、税の性格上、課税することがなじまないものや社会政策的な理由で消費税がかからない取引

【取引事例】 税の性格上非課税のもの：土地の売買や貸付、有価証券や金銭債権の売買、受取利息、保険料

社会政策的に非課税のもの：保険医療に係る診療報酬、住宅の貸付、行政手数料
頻繁に出てくる取引ではクレジット手数料や杜宅家賃などがあります。

不課税取引 課税の要件を満たさない取引

【取引事例】 給与、寄付金、祝金、香典、見舞金、損害賠償金

給与は事業取引ではない、寄付金などは対価性がないため不課税となります。

免税取引 課税対象ではあるが国外で消費されることを理由に消費税率が0%とされる取引

【取引事例】 輸出取引、外国人旅行者向け免税店での販売

非課税と不課税はどちらも消費税額はかかりませんが、非課税取引は消費税の計算に影響を与えますのでどちらに該当するのか慎重に判断する必要があります。